

【産科医療補償制度・限度額適用認定証・出産育児一時金について】 当院で出産をご希望の方は、以下の手続きが必要です。

1. 産科医療補償制度

当院は、産科医療補償制度の加入医療機関です。当院でご出産される場合、産科医療補償制度の登録が必須です。前医で記載し、提出済みの方も新たな登録が必要になります。転院された方は、前医で記載した本人控えの提出をお願いします。詳しくは公益財団法人日本医療機能評価機構ホームページの産科医療補償制度ページをご覧ください。【http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/】

2. 限度額適用認定証

帝王切開分娩や長期の管理入院の場合、入院診療費が高額になります。そういった場合には、限度額適用認定証の申請を推奨しております。当院ではオンライン資格確認システムを導入しており、入院時にシステムの利用に同意された方は、保険者への限度額認定証の申請手続きは不要となります。システムの利用に同意いただけない場合は、以下の方法でご自身での申請手続きをお願いいたします。

1)申請方法

加入している健康保険証発行元ごとに申請書類が異なります。

それぞれの健康保険証発行元へ申請を行ってください。

- ①国民健康保険の方は、お住まいの市区町村窓口
- ②保険組合または協会けんぱへ加入の方は、会社の担当部署もしくは保険組合または協会けんぱ
- 2) 提出時期·場所:

入院中に I 階入院受付に提出してください。退院後のお取り扱いは出来ません。

3. 出産育児一時金の医療機関直接支払制度合意文書について

本制度に合意した場合、直接支払制度の適応となり、当院からご自身の加入している保険者へ出産育児 一時金(50万円)を請求し、病院へ直接支払いを行ってもらうことで、ご自身の支払い額を軽減させること ができます。

合意されない場合は、分娩費用全額を支払い、加入している保険者に対し出産育児一時金を申請することで 50万円がご本人の口座に振り込まれます。

※産科医療補償制度対象外の出産(在胎週数 22 週未満の分娩の場合)の場合、支給上限額は 488,000 円となります。

1) 手続き方法

合意文書は、本制度に合意されない方も含め全員に提出していただいております。妊婦健診時にご記入いただき、提出いただいた合意文書は、確認後控えをお渡しします。事後の出産育児一時金申請に際して、合意文書の写しが必要となります。なお、一旦お支払いした後に合意の可否を変更することはできません。